別紙様式第七号の二第一中間貸借対照表の記載上の注意一⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第七号の二第一中間損益計算書の表中「前期繰越利益剰余金」を「繰越利益剰余金（当期首残高）」に改め、同様式第一中間損益計算書の記載上の注意３の次に次のように加える。

４　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第七号の三第一貸借対照表の記載上の注意一⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第七号の三第一損益計算書の表中「

| |
|---|
| その他経常収益 |

」を「

| |
|---|
| その他経常収益 |
| 貸倒引当金戻入益 |
| 償却債権取立益 |

」に、「

| |
|---|
| 負ののれん発生益 |
| 貸倒引当金戻入益 |
| 償却債権取立益 |

」を「

| |
|---|
| 負ののれん発生益 |

」に、「前期繰越利益剰余金」を「繰越利益剰余金（当期首残高）」に改め、同様式第一損益計算書の記載上の注意３中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改め、同記載上の注意７の次に次のように加える。

８　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第七号の四第一貸借対照表の記載上の注意一⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第七号の四第一損益計算書の表中「

| |
|---|
| その他経常収益 |

」を「

| |
|---|
| その他経常収益 |
| 貸倒引当金戻入益 |
| 償却債権取立益 |

」に、「

| |
|---|
| 負ののれん発生益 |
| 貸倒引当金戻入益 |
| 償却債権取立益 |

」を「

| |
|---|
| 負ののれん発生益 |

」に、「前期繰越利益剰余金」を「繰越利益剰余金（当期首残高）」に改め、同様式第一損益計算書の記載上の注意３中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改め、同記載上の注意７の次に次のように加える。

８　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第八号第一中間連結貸借対照表の記載上の注意２⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第八号第一中間連結貸借対照表の記載上の注意２⑾を次のように改める。

⑾　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第八号第一中間連結損益計算書の記載上の注意一を次のように改める。

１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第八号第一中間連結損益及び包括利益計算書の記載上の注意一を次のように改める。

１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（銭単位）

⑵　銀行が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨